

## 納税準備預金

平成27年 2月 1日現在適用中

1	商品の名称	納税準備預金
2	お預け入れいただける方	・個人のお客様および法人のお客様
3	お預け入れ期間	・お預け入れ期間の定めはありません。
4	お預け入れ (1)お預け入れ方法 (2)お預け入れ金額 (3)お預け入れ単位	・随時お預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5	お支払い方法	・原則として預金されている方等の租税納付にあてる場合に払い戻します。
6	お利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・変動金利 毎日の当金庫が定めた利率を適用します。 ・年2回(3月、9月)当金庫所定の日に元金に組み入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算で行います。
7	税金	・お利息には税金はかかりません。
8	手数料	・不要です。
9	付加できる特約事項	・—
10	中途解約時のお取り扱い	・—
11	金利情報の入手方法	・窓口へご照会ください。
12	苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時30分 電話:0120-939-853)にお申出ください。</li> <li>・紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時 電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
13	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・租税納付以外の目的で払い戻された場合は、以下の内容になります。</li> <li>&lt;適用金利&gt; その払い戻し日が属する利息計算期間中のお利息は、店頭に表示された毎日の普通預金利率によって計算します。</li> <li>&lt;税金&gt; 個人のお客様のお利息は源泉分離課税となり、20%(国税15%、地</li> </ul>

		<p>方税5%)の税金がかかり、法人のお客様のお利息は総合課税となります。</p> <p>※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>なお、この場合預金者が納税貯蓄組合法に基づく納税貯蓄組合の組合員である場合は、その払い戻しの合計金額が同法に定める一定金額以下のときは所得税はかかりません。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本商品は預金保険制度の対象預金であり、預金保険の範囲内で保護されます。</li></ul>
--	--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------